

問 町民から南風原町が訴えられ、裁判に負け、約930万円の損害賠償と精神的苦痛に20万円支払え。これが1審判決で間違いないか。

町長 そのとおりである。

非は認め、町民との裁判を終わらせて

【答】
裁判所で十分に審議してほしい



照屋 仁士 議員

問 判決が不服であり、逆に町民を訴えた。間違いないか。

町長 控訴という形である。

問 訴えてはいない、控訴したんだと。私の感覚ではそれを訴えたと言う。このやりとりで余計な付度が働き、議会広報紙の発行が遅れた。私はそう思う。再度尋ねる、認めるべき非は認め、できる限り早く町民との裁判を終わらせてほしい。どうか。

町長 裁判所で十分に審議して頂きたい。



答弁する赤嶺町長(写真は3月定例会)

問 職員から訴えられる。について再質問する。遺憾を残す処分方法の見直しを求めたが、今後も行うという。ましてや町民を訴える裁判もこの件も、税金で係争が続けられる。本当にそれでいいのか。私は、町長は町民を守る、職員を守るものだと考えている。残念ながらその逆と言わざるを得ない。ぜひ反論を。

町長 結果そうになっているが、それがまた町民を守ることになる。

こんな質問もしました。

- 顔の見えるマスクを導入せよ
- 職員のメンタルは大丈夫か

18歳以下一人の10万円給付の目的は何か

【答】
子供たちを支援し未来を開く観点から給付する



浦崎 みゆき 議員

問 10万円のうち5万円は現金で残りの5万円は、クーポンか現金を自治体を選べるという。本町はどうするか。

町長 先に5万円を現金給付し、残りの5万円も現金給付を検討したい。

問 本町の対象人数と世帯数はどうか。

町長 18歳以下は9,407人で5,300世帯となっている中学生以下については7,312人で3,497世帯となっている。

問 給付までのスケジュールはどうなるか。

町長 中学生までは12月27日を予定している。中学生以外18歳までは申請が必要になるため一定の時間が必要となる。



役場2F臨時特別給付金担当窓口

問 家族の事情によって、給付金が対象者に届かないときの対策はどうなっているか。

町長 対象者に、適切に口座振込、給付金が手元に届くような対応を行っている。

問 事情は変わってくる為、相談窓口の案内はどうなっているか。

町長 対象家庭へは通知書に説明書きを加え、女性相談なども承っている部署であり、フォローも対応していく。

こんな質問もしました。

- マイナンバーカードについて
- 女性支援について